

## 千葉市プレーパーク推進検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 千葉市におけるプレーパーク事業を推進するため、今後のあり方や事業展開の方策を検討する、千葉市プレーパーク推進検討会議（以下「推進検討会議」という。）を置く。

2 プレーパーク事業に関する調査研究を行うため、推進検討会議にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

### (推進検討会議)

第2条 推進検討会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 推進検討会議に会長を置き、こども企画課長をもってこれに充てる。

3 会長は、会務を総理し、推進検討会議を代表する。

4 会長は、推進検討会議を招集し、その議長となる。

5 推進検討会議に副会長を置き、公園管理課長をもってこれに充てる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 推進検討会議は、WGの報告を受け、その総合調整を図ったうえで、プレーパークのあり方を策定する。

### (WG)

第3条 WGは、別表に掲げる職にある者から推薦を受けた主査級の職員により構成する。

2 WGにリーダーを置き、こども企画課長から推薦を受けた者をもってこれに充てる。

3 リーダーは、WGを主宰する。

4 WGにサブリーダーを置き、公園管理課長から推薦を受けた者をもってこれに充てる。

5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

6 WGは、プレーパーク事業に関する調査研究を行い、その成果を会長に報告する。

### (資料の提出等)

第4条 会長及びリーダーは、それぞれの会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 推進検討会議の庶務は、こども未来局こども未来部こども企画課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進検討会議の運営に関し必要な事項は、会長

が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

推進検討会議

こども企画課長
健全育成課長
公園管理課長
若葉公園緑地事務所長